

### 【入金専用カードおよびIDの発行と取扱いに関する規約】

- (1) 弊社は、弊社が求償債権を有する者(以下、「お客さま」といいます。)に1枚以上(カードの発行は弊社が定めるところにより決定します。)のカード(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与するとともに、弊社が指定するお客さま識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与することがあります。但し、弊社の判断でIDを付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等をIDと認める場合もあります。
- (2) お客さまが弊社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて弊社は認証機関により発行された証明書で認証されたお客さまの電子署名および弊社のIDにより顧客確認を行うものとします。
- (3) お客さま以外の者がカード及びIDを使用することはできないものとします。また、お客さまは善良なる管理者の注意をもってカード及びIDを使用し管理するものとします。
- (4) カードの所有権は弊社に属するものとし、お客さまは、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。
- (5) お客さまのカード、証明書(お客さまが弊社に提出した本規約(2)の証明書を指します。)、又はIDにより、取引が実行された場合には、お客さまがその責任を負担するものとし、弊社は、一切の責任を負担しないものとします。
- (6) 求償債務の弁済が終了した場合は、弊社は当該お客さまに対する通知なくしてカードを失効させることができるものとします。
- (7) カードが失効した場合、お客さまは、弊社の請求があったときは速やかにカードを弊社に対して返却するものとします。
- (8) お客さまは、カード発行時に暗証番号を弊社に届出るものとします。ただし、お客さまは、かかる届出がない場合又は弊社がお客さまの届出た暗証番号を不適当と判断した場合は、弊社所定の方法により弊社がお客さまの暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。
- (9) お客さまは、お客さま本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。
- (10) お客さまは、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、推測されやすい暗証番号により、又はお客さまの故意若しくは過失等によって暗証番号を他人に知られる事により生じた損害についてはお客さまの負担となることをあらかじめ承諾します。
- (11) カードは原則として再発行しません。ただし、カードが紛失、き損、滅失等(盗難による場合を含みます。以下併せて「紛失等」といいます。)した場合は、お客さまが所定の届出を提出し弊社が認めた場合に限り再発行するものとします。
- (12) お客さまがカードの紛失等を知ったときは直ちに弊社に電話、書面またはインターネット等(携帯電話を含みます。)によるデータ送信等の方法によって弊社に届け出るものとします。
- (13) お客さまは、前項に基づき弊社がお客さまによる紛失等の届出を受理する以前のカードの不正取引について一切の責任を負うものとし、弊社は、その責を負いません。

2022年3月17日